



防災用語	用語の説明
地域防災拠点	地震などによって家が倒壊または消失し、住む場所がなくなった人が一定期間避難生活を送る場所。[27か所]（「地域防災拠点一覧」参照）
広域避難場所	地震によって大火災が発生し、炎上拡大した場合、その火災の熱や煙から生命・身体を守るために避難する場所。[9か所]（「広域避難場所一覧」参照）
緊急給水栓	災害時、地震に強い管に臨時的給水装置を取り付けて給水する施設。おおむね発災4日目以降、水道局職員が断水状況を踏まえ、順次、仮設の蛇口を取り付けます。
災害用地下給水タンク	通常配水管の一部として水道水が流れている地下式の貯水槽で、水圧が下がると流入、流出の弁が閉まり、飲料水が貯留されます。発災後おおむね3日間、地域の皆さんによって仮設の蛇口を取り付け、給水することができます。
配水池	浄水場でつくられた飲料水を各ご家庭に配水する施設。地震災害時には、水道局職員が仮設の蛇口を設置し、給水を行います。
土砂災害警戒区域	かけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊により近隣の居住者などに相当数の危害が生じると見込まれる区域、及び崩壊を助長、誘発するおそれのある区域。
帰宅困難者一時滞在施設	地震などにより交通機関がストップした際に、帰宅困難者が一時的に滞在する場所として指定された建物。
緊急輸送路	災害発生後の応急対策に必要な物資、資機材、要員等を輸送する緊急車両が通行する道路。災害時には交通規制が行われます。